

＜日常生活用具対象種目一覧表＞

種目	品目	性能等	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕及び脚部の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上のもの (2) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	褥瘡防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	次のいずれかに該当する者 (1) 18 歳未満で、下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上のもの (2) 18 歳以上で、下肢機能障害又は体幹機能障害が１級で常時介護を要するもの (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの (4) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害が１級で、常時介護を要するもの (2) 難病患者等で、自力で排尿できないもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上で、入浴に当たって、家族等の介助を要する者	82,400 円	5 年
	体位変換器	障害者等又は介護者が体位を変換させるに当たって容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上で、下着交換等に当たって、家族等の介助を要するもの (2) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	障害者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上のもの (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害があるもの	159,000 円	4 年
	訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるものとする	下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上であって、３歳以上の障害児	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を付帯しているもの	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上の障害児 (2) 18 歳未満の難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害があるもの	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の補助、浴槽への入水等を補助することができる、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を要するもの (2) 難病患者等で、入浴に介助を要するもの	90,000 円	8 年
	便器	手すりのついた腰かけ式又は手すりのない腰かけ式のもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢機能障害又は体幹機能障害が２級以上の者	手すりなし 4,450 円 手すりあり 9,850 円	8 年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害があって、頻繁に転倒するとして、医師が必要と認めるもの (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定された者であって、てんかん等の発作により頻繁に転倒するとして、医師が必要と認めるもの (3) 精神障害者であって、てんかん等の発作により頻繁に転倒するとして、医師が必要と認めるもの	スポンジ・革を主材料に製作されたもの 15,200 円 スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの 36,750 円	3 年
	T 字状・棒状のつえ	十分な強度を有するもの	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害を有する者	8,000 円	3 年
	移動・移乗支援用	転倒防止、立ち上がり動作補助、	次のいずれかに該当する者	60,000 円	8 年

	具（住宅の改修を伴うものを除く。）	移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの	(1) 平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要するもの (2) 難病患者等で、下肢が不自由なもの		
	特殊便器（住宅の改修を伴うものを除く。）	足踏みペダルで温水温風を出ることができるもの及び介護している者が容易に使用でき、温水温風を出ることができるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 上肢機能障害が2級以上のもの (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、自ら排便後の処理をすることが困難なもの (3) 難病患者等で、上肢機能に障害があるもの	159,000 円	8 年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳の等級が2級以上のもの (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳の等級が2級以上のもの (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	障害者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害が2級以上で、視覚障害者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害が2級以上で、学齢児以上の者	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害が2級以上で、18 歳以上の者（聴覚障害者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。）	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害が3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	障害者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者（吸引・吸入両用器の給付を受けている障害者等を除く。） (1) 呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の障害を有し、医師が必要と認めるもの (2) 難病患者等で、呼吸器機能に障害があるもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	障害者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者（吸引・吸入両用器の給付を受けている障害者等を除く。） (1) 呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の障害を有し、医師が必要と認めるもの (2) 難病患者等で、呼吸器機能に障害があるもの	56,400 円	5 年
	吸引・吸入両用器	障害者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者（ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器の給付を受けている障害者等を除く。） (1) 呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の障害を有し、医師が必要と認めるもの (2) 難病患者等で、呼吸器機能に障害があるもの	71,000 円	5 年
	酸素ポンプ運搬車	障害者等が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を受けている18 歳以上の者	17,000 円	10 年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が2級以上で、視覚障害者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する学齢児以上の者	9,000 円	5 年
	視覚障害者用体重計	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が2級以上で、視覚障害者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する学齢	18,000 円	5 年

			児以上の者		
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害が３級以上又は同程度の障害を有し、医師が必要と認めるもの (2) 難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要なもの	157,500 円	5 年
	正弦波インバータ発電機 ※正弦波インバータ発電機、ポータブル電源の給付は、耐用年数内でいずれか一品目とする。	ガソリン又はガスボンベ等で動作する正弦波インバータ発電機で、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	207,000 円	10 年
	ポータブル電源（充電器及びインバータを含む。） ※正弦波インバータ発電機、ポータブル電源の給付は、耐用年数内でいずれか一品目とする。	機器を使用するための電源となるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	207,000 円	6 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者 (1) 音声機能又は言語機能に障害を有する学齢児以上のもの (2) 肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上のものであって、医師が必要と認めるもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	パソコンの使用を補助し、障害者等の特性に配慮されたパソコン周辺機器及びアプリケーションソフトで障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害又は上肢機能障害が２級以上で、学齢児以上の者	100,000 円	5 年
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことができるもの	視覚障害が２級以上、かつ、聴覚障害が２級の重度重複障害者であって、医師が必要と認める学齢児以上のもの	383,500 円	6 年
	点字器	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が２級以上で、学齢児以上の者	標準型 10,400 円 携帯型 7,200 円	7 年 5 年
	点字タイプライター	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が２級以上で、本人が就学又は就労している若しくは就労が見込まれる学齢児以上の者	63,100 円	5 年
	点字図書	点字により作成された図書（雑誌を除く。）	視覚障害を有し、主に、点字により情報を入力している者	一般図書との差額	—
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品又は DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が２級以上で、学齢児以上の者	再生専用機 35,000 円 録音再生機 85,000 円	6 年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が２級以上で、学齢児以上の者	99,800 円	6 年
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された文字（画像）等をモニターに映し出せるもの	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	198,000 円	8 年
	視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が２級以上で、18 歳以上の者（音声式時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。）	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年
	視覚障害者用地	テレビ音声の受信が可能なもの	視覚障害が２級以上で、学齢児以上の者	29,000 円	6 年

	上デジタル放送 対応ラジオ				
	視覚障害者用音 声 IC タグレコー ダー	識別したい物品に取り付けた IC タグの情報を専用機で読み上げ ることにより、その名称その他 の情報を容易に認識できる機能 を有するもの	視覚障害が2級以上で、学齢児以上の者	59,800 円	6 年
	聴覚障害者用通 信装置	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに文字等によ り通信が可能な機器で、障害者 等が容易に使用できるもの	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、 コミュニケーション、緊急連絡等の手段とし て必要と認められる学齢児以上の者	71,000 円	5 年
	聴覚障害者用情 報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障 害者（児）用番組並びにテレビ 番組に字幕及び手話通訳の映像 を合成したものを画面に出力す る機能を有し、かつ、災害時の 聴覚障害者（児）向け緊急信号 を受信するもので、聴覚障害者 （児）が容易に使用できるもの	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴 が可能になる3歳以上の者	88,900 円	6 年
	人工喉頭（笛式）	呼気によりゴム等の膜を振動さ せ、ビニール等の管を通じて音 源を口腔内に導き、構音化する もの	音声機能又は言語機能に障害を有し、喉頭を 喪失した者	5,000 円	4 年
	人工喉頭（電動 式）	顎下部等にあてた電動板を駆動 させ、経皮的に音源を口腔内に 導き構音化するもの	音声機能又は言語機能に障害を有し、喉頭を 喪失した者	70,100 円	5 年
	人工喉頭（埋込型 用人工鼻）	気管孔に取り付けるフィルター 及び固定用シールで、鼻の機能 の代わりにするもの	音声機能又は言語機能に障害を有し、喉頭を 喪失した者であって、常時埋込型の人工喉頭 を使用しているもの	月額 23,100 円	—
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストーマ装具	（蓄便袋） 低刺激性の粘着剤を使用した密 着型又は下部開放型の収納袋 （蓄尿袋） 低刺激性の粘着剤を使用した密 着型の収納袋で尿処理用のキャ ップが付いているもの	膀胱又は直腸機能障害者（児）で、ストーマ 装具を必要とする3歳以上のもの	蓄便袋 月額 8,858 円 蓄尿袋 月額 11,639 円	—
	紙おむつ等	紙おむつ、洗腸用具、さらし、 ガーゼ等の衛生用品	次のいずれかに該当する者 (1) 膀胱又は直腸機能障害者（児）で、スト ーマ装具では対応できない3歳以上のもの (2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害又は二分脊椎による排尿機能 障害若しくは排尿機能障害を有する3歳以 上のものであって、医師が必要と認めるも の	月額 12,000 円	—
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の 逆流防止装置をつけるラテック ス製又はゴム製のもの	膀胱又は直腸機能障害者（児）で、高度の排 尿機能障害を有する3歳以上のものであっ て、医師が必要と認めるもの	女性用 8,500 円 男性用 7,700 円	1 年
住 宅 改 修 費	居宅生活動作補 助用具	障害者等の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住宅改修 を伴うもの	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による運動機能障害（移 動機能障害に限る。）を有する障害等級3級 以上で、学齢児以上のもの。ただし、特殊 便器への取替えをする場合は、上肢障害が 2級以上のもの (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害 を有するもの	200,000 円	—